

静岡市が発注する物品の製造の請負又は買入れ若しくは売払いに係る競争入札に参加する者に必要な資格

令和3年10月1日 告示第590号

一部改正 令和7年10月1日 告示第737号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、静岡市が発注する物品の製造の請負又は買入れ若しくは売払い（インターネットによる物品の売払いを除く。）に係る競争入札に参加する者に必要な資格を次のように定める。

（競争入札参加資格要件）

1 物品の製造の請負（修繕を含む。以下同じ。）又は買入れ若しくは売払いに係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者は、静岡市契約規則（平成15年静岡市規則第47号）第4条第1項に規定する要件を備えた者であるほか、次に掲げる要件を備えた者とする。

（1）営業に関し、法令上必要とされる許可、認可等（以下「許認可等」という。）を受けていること。

（2）静岡市税（法人にあっては法人市民税及び固定資産税、個人にあっては個人市民税及び固定資産税に限る。）並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

（資格の認定）

2 競争入札参加資格の認定は、提出された申請書類に基づき、2年に1回定期的に認定（以下「定期認定」という。）を行うものとする。ただし、現に競争入札参加資格を有しない者又は定期認定の申請時期に申請できなかった者で、当該資格の認定を受けようとするものについては、定期後の認定又は随時の認定を行うものとする。

3 市長は、前項の申請書を受理したときは、次に掲げる事項について審査し、評定した結果に基づき決定する。

（1）販売等の年間平均実績高

（2）営業年数

4 市長は、前項の認定を行ったときは、速やかにその結果をインターネットを利用した方法により、当該申請者に通知するものとする。

（資格の有効期間）

5 競争入札参加資格の有効期間は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 定期認定 第2項の申請書類を受理した日の属する年の翌年の4月1日から同日から起算して2年を経過する日までとする。

(2) 定期後の認定 第2項の申請書類を受理した日の属する年度の翌年度の4月1日又は当該申請に基づき資格の認定を受けた日の翌日のいずれか遅い方の日からその直後の西暦偶数年の3月31日までとする。

(3) 随時の認定 当該申請に基づき資格の認定を受けた日の翌日からその直後の西暦偶数年の3月31日までとする。

(営業種目の登録)

6 当該申請者は、別表1営業種目のいずれかについて、1種目から最大5種目までの登録を行う。

(合併等による認定等)

7 第2項から前項までの規定は、競争入札参加資格を有する者が合併又は分割を理由として変更届を提出する場合について準用する。この場合において、第2項中「申請書類に基づき、2年に1回定期」とあるのは「変更届に基づき随時」と、第4項及び第6項中「当該申請者」とあるのは「当該届出者」とする。

8 前項の変更届に係る入札参加資格の有効期間は、当該変更届に基づき認定を受けた日の翌日からその直後の西暦偶数年の3月31日までとする。

(申請書類の提出等)

9 競争入札参加資格申請書の提出の時期、方法等は、次のとおりとする。

(1) 提出期間

ア 定期認定 西暦奇数年の11月1日から11月30日までの間

イ 定期後の認定 西暦奇数年の12月1日から翌年の3月31日までの間

ウ 随時の認定 随時

(2) 提出場所 静岡市葵区追手町5番1号静岡市財政局財政部契約課

(3) 提出部数 1部

(4) 提出書類

ア 物品競争入札参加資格審査申請書

イ 物品競争入札参加資格審査調書

ウ 委任状（委任関係がある場合に限る。）

エ 印鑑証明書

オ 申請者が法人である場合にあっては商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書（申請者が公益法人等である場合にあっては定款又は寄付行為）、個人である場合にあっては身分証明書及び後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書（成年被後見人等であることの記録がない旨を証するもの）

カ 静岡市に納付した市民税及び固定資産税並びに消費税及び地方消費税に係る納税証明書

キ 申請者が法人である場合にあっては当該申請日の直前1年の各営業年度の貸借対照表及び損益計算書、個人である場合にあっては当該申請日の直前1年の各年の所得税の確定申告書又は市県民税申告書の決算書に関する損益計算書及び貸借対照表

ク 許認可等を受けていることを証する書類

ケ 印刷設備明細書（該当する場合に限る。）

コ 車両整備機器明細書（該当する場合に限る。）

サ その他、市長が必要があると認める書類

（5）申請者が事業協同組合等である場合の提出書類

申請者が事業協同組合等である場合は、前号に掲げるもののほか、次の書類を提出すること。

ア 定款

イ 役員名簿

ウ 組合員名簿

エ その他、市長が必要があると認める書類

（6）変更等の届出

申請後、次に掲げる事由に該当することとなったときは、速やかに届け出ること。

ア 次に掲げる事項を変更したとき

（ア）商号又は名称

（イ）代表者又は権限の委任を受けた営業所長等

（ウ）本社、本店、営業所等の所在地又は電話番号等

（エ）実印

（オ）使用印

（カ）営業種目

イ 組織変更したとき（個人営業を法人営業に切り替える場合を含む。）

ウ 申請者が死亡したとき

エ 合併、分割、解散、営業譲渡又は廃業したとき

(資格の認定の取消し)

- 10 市長は、競争入札参加資格を有する者が地方自治法施行令第167条の4若しくは第167条の11第1項に該当する者となったとき、不正の手段により当該資格の認定を受けたと認められるとき、又は許認可等の取消しを受けたとき、若しくは当該認定が失効したときは、当該資格を取り消し、その者にその旨を通知する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の静岡市が発注する物品の製造の請負又は買入れ若しくは売払いに係る競争入札に参加する者に必要な資格の規定は、令和4年4月1日以後の有効期間に係る競争入札参加資格について適用し、同日の前日までの有効期間に係る競争入札参加資格については、なお従前の例による。

附 則 (令和7年10月1日告示第737号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の静岡市が発注する物品の製造の請負又は買入れ若しくは売払いに係る競争入札に参加する者に必要な資格の規定は、令和8年4月1日以後の有効期間に係る競争入札参加資格について適用し、同日の前日までの有効期間に係る競争入札参加資格については、なお従前の例による。

別表 1 物品の製造の請負又は買入れ若しくは売払いに係る営業種目

大分類	営業種目 コード	営業種目
印刷	1-1	一般印刷
	1-2	製本
	1-3	地図印刷・航空写真
	1-4	青写真・マイクロフィルム
	1-5	その他（印刷類）
図書	2-1	一般図書
	2-2	その他（図書類）
事務用品・家具	3-1	一般事務用品
	3-2	用紙類
	3-3	OA機器・ソフトウェア
	3-4	事務機器・家具類
	3-5	その他（事務用品・家具類）
教育用品	4-1	学校教材・保育用品
	4-2	スポーツ用品
	4-3	給食用器材
	4-4	楽器・音楽用品類
	4-5	その他（教育用品類）
日用品	5-1	雑貨・家庭用品
	5-2	清掃器材
	5-3	寝具
	5-4	その他（日用品類）
被服	6-1	被服
	6-2	靴・履物
	6-3	その他（被服類）
室内装飾	7-1	シート・カーテン
	7-2	建具・たたみ
	7-3	その他（室内装飾類）

薬品	8-1	医療用薬品
	8-2	工業用薬品
	8-3	その他（薬品類）
医療・衛生	9-1	衛生消毒材料
	9-2	医療用機器
	9-3	介護用品
	9-4	その他（医療・衛生類）
記念品	10-1	記章・トロフィー
	10-2	イベント用品
	10-3	その他（記念品・イベント用品類）
看板・プレート	11-1	広告看板
	11-2	標識・標示板
	11-3	その他（看板・旗・プレート類）
電気製品	12-1	一般電気製品
	12-2	通信関係機器
	12-3	その他（電気製品類）
精密機器	13-1	カメラ・視聴覚機器
	13-2	理化学試験研究機器
	13-3	測定・分析機器・度量衡機器
	13-4	その他（精密機器類）
機械器具	14-1	ボイラー・原動機
	14-2	建設土木・運搬機械
	14-3	水処理装置
	14-4	空調機・冷凍機
	14-5	ガス器具・石油機器
	14-6	厨房機器
	14-7	焼却装置
	14-8	その他（機械器具類）
輸送機器	15-1	自動車販売
	15-2	自動車修理・板金塗装

	15-3	自転車・オートバイ
	15-4	産業車両
	15-5	船舶・航空機（部品含む）
	15-6	自動車部品・用品
	15-7	その他（輸送機器類）
燃料	16-1	石油製品
	16-2	液化石油ガス
	16-3	各種高圧ガス
	16-4	その他（燃料類）
食料品・茶	17-1	食料品・茶
農業・園芸資材	18-1	生花・園芸資材
	18-2	その他（農業・園芸資材類）
動物・飼料	19-1	飼料
	19-2	動物
	19-3	その他（動物用品類）
消防・防災	20-1	消防自動車・ポンプ
	20-2	消防設備・消火器
	20-3	安全衛生保護具
	20-4	防災用品
	20-5	その他（消防・防災用品類）
一般資材	21-1	セメント・二次製品・生コンクリート
	21-2	道路舗装材
	21-3	建築資材・電設資材
	21-4	その他（一般資材類）
上下水道用資材	22-1	上下水道用材料
	22-2	水道メーター
	22-3	鉄蓋類
	22-4	濾過材
	22-5	その他（上下水道用資材類）

再資源買受	23-1	金属くず買受
	23-2	自動車スクラップ買受
	23-3	古紙買受
	23-4	中古車買受
	23-5	その他（再資源）買受